

〈特集〉

「早々謹言」考

はじめに

本稿は、本誌前号において紹介した『書札次第』¹のうち、「従公方様被成下御内書認次第」にみえる「早々謹言」という書止文言について検討するものである。中世から近世にかけて発給された文書や、差し出された書状に用いられる書止文言には、「恐々謹言」「恐惶謹言」「恐々敬白」など様々な種類があるが、それらの書止文言は、様式論や権威・秩序論にかかわって、多様な角度から論じられてきた。

だが、その中で「早々謹言」という書止文言については、管見の限り目立って取り上げられることがなかったように見受けられる。しかし、実際に書札札中で書止文言を「早々謹言」とする規定が存在する以上、当時の儀礼秩序にとって欠くべからざる一要素ではなからうか。

堀 内 誠 司

そこで本稿では、まず検討対象となる箇所を確認し、当該部分が過たず「早々謹言」であることを示す。次いで、中世後期から近世初期の東国における書札札の書止文言について検討した先行研究を整理する。そして、書札札や各種の文書における「早々謹言」について、一七世紀以前と、一八〇一九世紀前半に分け、それぞれ事例と傾向を、地域的特徴・身分的特徴の二観点から分析する。こうした作業を通じて、書札札における「早々謹言」の位置づけを考察したい。

一、検討対象と先行研究

(一) 検討対象

『書札次第』中で「早々謹言」が記されている「従公方様被成下御内書認次第」は、東国・古河公方にかかわる書札

礼³で、明応三年（一四九四）から永正七年（一五一〇）の成立とされているが、そのうち本稿で注目したいのは以下の箇所である。⁵

從公方様被成下御内書認次第、

一、三官領へハ （三官之内武衛御賞版） 恐々謹言、

一、山名へハ 恐々謹言、七大名之頭也、官領職時代

も有之、

一、吉良へハ 恐々謹言、庶子ハ同前謹言、（早々以下同）

一、渋川へハ 恐々謹言、庶子同前謹言、

一、桃井へハ 恐々謹言、庶子同前謹言、（脱アルカ）

一、里見へハ 庶子同前謹言、又今ハ恐々謹言、

一、岩松へハ 恐々謹言、庶子へハ謹言、

一、二本松へハ 恐々謹言、（本名畠山也、奥州東國庶子へハ） 謹言、

一、吉見へハ 恐々謹言、庶子へハ謹言、

一、鳥山へハ 謹言、（恐々はなし、庶子へハ） 謹言、

一、畠山へハ 謹言、（恐々はなし、平氏也、乍去御賞版也） 謹言、

一、加子へハ 謹言、恐々なし、

一、御一家へハ、真の恐々謹言の時ハ、真の殿、或殿、（惣領一人此分、庶子へハ） 謹言、

（恐々なし、但人によるへし、）

このうち最初の一つ書きにあたる「一、三官領へハ恐々謹言、三官之内武衛御賞玩也、庶子へハ早々謹言」という箇所

に注目したい。ここでいう「武衛」とは室町幕府三官領の筆頭であつた斯波氏であり、その斯波氏が書札礼の規定上「御賞玩」つまり特に厚礼であるという。

当該期の斯波氏は、明応の政変により没落が決定的となりつつ、尾張に在国し、分国の防衛および回復に精力を尽くしていた時期で、永正一〇年に当主・義寛が死去する直前のタイミングにあたる。⁶ すなわち、この『書札次第』が効力を有していた当該期の東国書札礼において、斯波氏がなお三官領筆頭としての儀礼的權威を保持していたことを示している。

その三官領に宛てる文書のうち、「庶子」に対して差し出す場合に適用されるとするのが「早々謹言」（以下、引用以外は「早々謹言」で統一する）であり、用例からみて、厚札の度合としては「恐々謹言」と「謹言」の中間に位置する書止文言とみられる。この文言が確実に「早々謹言」といえるか、確認しておきたい。

まずは当該部分の文字の画像（図1）を、同一史料の別の箇所に確認できる字（図2）と比較してみたい。⁷

図1と4を比較すると、『書札次第』の著者は「々」と「之」、「草」と「早」を明確に書き分けている。従って、当該部分は「草之謹言」「早之謹言」ではなく「早々謹言」といえる。

次に、文脈による解釈も検討してみよう。この書札礼にお

図1…「庶子へハ早々」



図2…「草之」

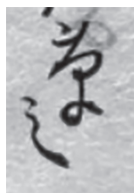


図3…「有之」

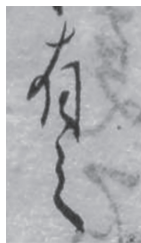
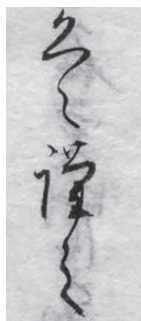


図4…「恐々謹言」



いては、三管領の項に「恐々謹言、三管之内武衛尉實盛也 庶子へハハ 早々 謹言」、吉良の項に「恐々謹言、庶子ハ同前謹言」、渋川・桃井も同様の文言が続いた後、里見の項に「庶子同前謹言、又今ハ恐々謹言」とある。最後の里見の事例から、ここでいう「同前」とは「〇〇謹言」の「〇〇」に入る言葉を目指すと思われる。そのため、三管領の項における「謹言」前の二字は、実際に用いる文言の一部を指すといえる。「草之謹言」と読んだ場合の「草之」とは、実際の文言ではなく、書札札を記した者が書き足した「謹言」という字の書体を説明する修飾語であるため、前後の文章と比較すると文脈の面で齟齬をきたすのである。

以上の画像比較・文脈解釈によって、当該部分は「早(草)之謹言」ではなく「早々謹言」と確定でき、それを適用すると「同前謹言」も「早々謹言」を指すと解釈できるのである。

すると、この『書札次第』における「早々謹言」は、三管領の庶子という極めて限定された対象のみに適用されるのではなく、三管領・吉良・渋川・桃井・里見の計七氏の足利有力一門庶子という、一定程度広範な対象に適用された書止文言といえる。いよいよこの「早々謹言」の事例と傾向を検討する必要があるであろう。

(二) 先行研究

中近世の武家書札札には膨大な研究蓄積があるが、ここでは本論にかかわる範囲で、主に戦国・近世初期東国書札札の書止文言についての研究を整理する。⁹⁾

まず、戦国期武家領主の判物・奉書研究の中で、書止文言の類型として「仍如件」「状如件」「候者也」、例外的に「恐々謹言」「謹言」などが検出されている。¹⁰⁾ また、足利義氏発給書状の厚札化傾向を文書様式から論じた研究や、書止文言の字形によって区分・分析した研究¹¹⁾もあり、戦国期武家領主の判物・奉書の研究において積極的に取り上げられている。

特に、本稿で取り上げる上杉家・伊達家など、東北地方を中心とする東国の事例については、伊藤喜良・市村高男・片桐昭彦・小林清治・高橋充による論考がある。

伊藤は応永・明応年間（一三九四—一五〇一）ごろの奥羽地域における国人一揆・鎌倉府・室町幕府などの関係性とその変遷を明瞭に描き出したが、その過程で篠川・稲村両公方と鎌倉府の書札礼、さらに『余目氏旧記』にみえる書札礼に注目している。

前者については両公方の発給文書の書止文言が「状件のごとし」であり、鎌倉公方発給文書と同一の形式である点から、文書形式上では三者の権限が同等と捉えうることを指摘し、後者については『余目氏旧記』が「奥州探題大崎氏と一族・旧奥州管領」および伊達・葛西・南部・留守の各氏との間における儀礼関係の記録であることを指摘し、当該期東北地方における奥州探題の重要性を明らかにした。¹³

市村は上杉氏を中心とする書札礼を検討し、上杉氏と北条氏相互の書札礼が越相同盟の締結に際して確定されたとしたうえで、上杉氏のみを関東管領と認める合意であったことを明らかにした。越相同盟以前は北条氏側が上杉氏を格下と位置づけていたが、越相同盟以後は対等の書札礼に改めたという。¹⁴なお、書止文言は「恐々謹言」のみを検出している。

片桐は一五世紀後半の上杉家が使用する書止文言が、判

物・奉書共に「恐々謹言」であったが、文明一八年（一四八六）の従四位下・相模守叙任による家格上昇を契機に、判物は「状如件」、年寄奉書は「仍執達如件」へと変化し、天正六年（一五七八）ごろになると上杉景勝発給朱印状の書止文言はすべて「仍（而）執達如件」になるとした。この変化は、御館の乱により不安定であった景勝政権が受給者に低姿勢で臨んだためという。¹⁵

小林は伊達政宗書札礼を検討し、謹上書・他家宛て通常書札礼・家中宛て書札礼・豊臣麾下宛て書札礼の四類型を見出し、書止文言には「恐々謹言」「謹言」の区別がある点を指摘した。¹⁶伊達政宗の書状類には「早々謹言」の書止文言もみられるが、小林は「早々、謹言」と解釈し、独立した書止文言として検出していない点は注意される。

高橋は蘆名氏書札礼を検討する中で、政宗書札礼と重なる部分が多い実態を確認しつつ、大名・郡主宛て書状を中心に、政宗書札礼から外れる形式もあることを指摘したほか、上杉氏宛ての書状については、上杉氏が関東管領であることを意識して厚礼で臨んでいたことを明らかにした。これを高橋は、蘆名氏が伊達氏と異なり東国の「公方や管領を中心とする政治秩序」に接近していたためと評価している。¹⁷

このように、戦国・近世初期書札礼を検討した研究は多くありつつ、書止文言「早々謹言」に注目したものは管見の限

りみられない。これは小林の研究にみられるように、そもそも「早々謹言」を一体として捉えていないためと思われる。

しかし前述のように、書札札に規定がある以上、当時の書状を書く人々が理解する必要があっただけでなく、身分秩序に少なからず影響を与える文言であったと考えられる。そこで次節では「早々謹言」¹⁸の事例を収集し、傾向を考察する。

二、事例と傾向

【表】は、一九世紀前半までにみられる「早々(草々・匆々)謹言」の事例を、管見に入った限りでまとめたものである。¹⁹本節では、この表に沿って検討を行っていききたい。

(一) 一七世紀以前

【表】を見ると、一応の史料上の初見(No.1)は南北朝期の五月一日付舟田義昌書状²⁰である。この書状が本物であれば、書状の年次は、義昌の没年が建武三年(一三三六)正月一六日²¹のため、前年の建武二年が下限となるが、花押が明朝体のため、一七世紀以降に明朝体花押が広まった後に作成された偽文書の可能性が高い。²³そのため、確実性が高い史料では『書札次第』の事例が初見となり、注目される。

【表】のうち一七世紀以前の事例は、信憑性に疑問があるNo.1と、一八世紀にずれ込む可能性のあるNo.38・40・41を除いて、No.2・37の合計三六件である。これらの年代的特徴

をみてみると、内一五件が天正期の文書であり、一七世紀までの史料中に占める割合では実に四一・六%にのぼる。また、天文期ごろから徐々に確認できるようになり、天正期に急増する状況も読み取ることができるようだろう。これはもちろん、史料の残存状況に制約されていることは言を俟たないが、それにしても、天正期に入って「早々謹言」の事例が頻出する点は注意されてよいと思われる。

次に、地域的特徴をみてみよう。網掛けを施した番号は、いずれも東国の事例である。これは全五三件中二二件で、割合にすると四一・五%を占める。すなわち全体の半分弱が東国の事例であると同時に、そのすべてが一七世紀までに集中していることがわかる。これを一七世紀までの事例における割合に直すと、三六件中二二件となり、六一%にものぼる。

従って、一七世紀までの範囲では、約六割が東国に集中しているとみることができ、近世初期段階までは東国に特徴的な書止文言であるといえよう。もっとも、西国の事例も、毛利氏二点・奉行を含む豊臣関係三点、九州二点、寺院関係四点が確認でき、西国にも分布しているため、東国のみの書止文言とはいえないし、階層的まともも今のところ見出しがたい。主要な文言ではなかったものの、それなりに地域的広がりがあり、一定程度全国的に使用されていた様子が看取できるが、点数の傾向から見て、とりわけ東国に特徴的な事例

【表】19世紀前半までの「早々讀書」「草々讀書」「勿々讀書」事例一覧稿											
通巻	書上文言	差出	宛名	年号	西暦	月	日	花押	典籍	種別	備考
1	早々讀書	舟田義昌	橋本民部 青木刑部	〔建武2以前ヵ〕	〔1335以前ヵ〕	5	11	○	新田一門史続	研究書	舟田義昌は建武三年正月十六日戦死【『後庭』9】※要検討
2	早々讀書			明応3～永正7	1494～1510				文章之次第	史料	『史友』57
3	草々讀書	毛利隆元 毛利元就	桑田藤三	天文6	1537	3	5	○	広島県沼原郡誌	研究書	
4	勿々讀書	勤修寺尚願	高梨政盛	天文13	1544	8	5	○	高梨家文書	史料	『高梨家古文書小集』
5	草々讀書	毛利隆元	大寺坊 永禄4ヵ	永禄4ヵ	1561	49	25	○	周防国風土記	史料	国立公文書館蔵175-0192
6	早々讀書	上杉謙信	蔵田五郎左衛門 筑原伊賀守	永禄7	1564	3	4		歴代古案	史料	
7	早々讀書	小山秀綱	洪江弥二郎	永禄10		1567	2	18	洪江文書	史料	佐野市史料編1
8	早々讀書	岩城常隆	荒左馬助 山家三右衛門	〔永禄10～天正18〕	〔1567～1590〕	3	22		塩文書	史料	岩城常隆生没年
9	早々讀書	下間頼成	笠井小善太	元龜2	1570	2	3		桑名郡志下	研究書	
10	草々讀書	遠藤周元 遠藤慶隆	安養寺人々御中	元龜2	1570	9	12		経開坊日記	史料	大日本史料10-6
11	早々讀書	日典	門住院	〔天正～文禄ごろヵ〕	〔1573～1592〕	仲冬		○	備前妙愛寺文書	史料	岡山県古文書集3
12	早々讀書	上杉謙信	北条重広 北条高広	天正元	1573	8	22	○	三夜沢文書	史料	宮城村誌
13	早々讀書	大友宗麟	成恒鎮家	天正5	1577	3	24	○	成恒家文書	史料	豊前古紙誌上
14	早々讀書	上杉景勝	深澤利重ほか3名	天正6	1578	9	24	○	志賀頼太郎氏所蔵文書	史料	越佐史料5
15	早々讀書	山崎秀山	遠藤総左衛門 上野九兵衛尉	天正7	1579	2	27		上野文書	史料	高柳町史本文編
16	早々讀書	徳江信綱	唐国神五左衛門	天正8	1580	3	1		歴代古案別本16	史料	
17	早々讀書	上杉景勝	村山慶綱 山岸元祐	天正8	1580	卯	2	○	上杉年譜24	史料	
18	早々讀書	豊臣秀吉	黒田官兵衛	天正8	1580	9	1		黒田家譜	史料	
19	早々讀書	浦池家恒	隈新兵衛尉	天正11	1583	3	1	○	筑後歴世古書	史料	福岡県史1-下
20	早々讀書	豊臣秀吉	伊木次	天正12	1584	卯	12	○	伊木文書	史料	平田町史上
21	早々讀書	上杉景勝	甘粕重重	天正13	1585	壬	12	○	森山八郎氏蔵	史料	三条市史料編2
22	早々讀書	伊達政宗	鬼庭綱元	天正16	1588	2	10		伊達政宗記録事蹟考記	史料	
23	早々讀書	富田隆実 平田氏範	片倉景綱	天正16	1588	7	3	○	富田古文書雑集	史料	佐藤山合戦欠文
24	早々讀書	伊達政宗	鬼庭綱元	天正17	1589	正	12	○	茂庭文書	史料	
25	早々讀書	伊達政宗	片倉景綱	天正17	1589	正	19	○	片倉家文書	史料	針生権十郎氏所蔵文書にもあり
26	早々讀書	伊達政宗	片倉景綱	天正17	1589	4	20	○	片倉代々記	史料	正宗君治家記録引證記にもあり
27	草々讀書	浅野長政	寺澤忠孝守御所	文禄2	1593	正	25	○	石城志11・12	史料	
28	早々口讀書	藤原信康	赤松広道	慶長5	1600	9	22	○	大日本史料12-31	史料	徳川義親氏蔵
29	草々讀書	西番寺嗣了	すかや二郎右衛門ほか	慶長15	1610	卯	9	○	西福寺縁起	史料	西福寺所蔵文書
30	早々讀書	織上義光	北郷太学	慶長17	1612	5	10		北郷文書	史料	
31	早々讀書	織上義光	北郷太学	〔慶長17ヵ〕	〔1612〕	5	15		北郷文書	史料	
32	早々讀書	真田信之	〔坂巻夕庵へ被下〕	元和3	1617	5	2		大跡院殿御事蹟稿	史料	
33	早々讀書	真田信之	出浦町馬守	元和3	1617	5	16	○	真田家文書	史料	吉127-18
34	早々讀書	小木源左衛門	重蔵彦左人々御中	寛永21	1644	3	8		轉国家文書	史料	
35	早々讀書	白須重通	水南和尚	慶安4	1651	10	4	○	福業古森系図	史料	
36	草々讀書	池田恒元	池田政政	〔承応3～寛文11〕	〔1654～1671〕	8	18	○	池田家文書	史料	
37	勿々讀書	石井孝人 黒田勝兵衛	円覚寺	貞享3	1686	10	3	○	今庄村誌	研究書	
38	早々讀書	吉田忠左衛門	七右衛門	〔元禄14年ヵ〕	〔1701〕	12	16		加東郡誌	研究書	赤穂事件関係
39	早々讀書			元禄17	1704				江戸大節用海内蔵	史料	坤之巻
40	早々讀書	風早実権	不明	～宝永7	～1711				近世諸家書簡釈文集	史料	風早実権没年
41	早々讀書	三宅尚書	味池権兵衛	〔元禄元～正徳4〕	〔1688～1714〕				佐藤直方・三宅尚書	研究書	
42	早々讀書	高橋利左衛門 安部三右衛門	高橋甚右衛門他3名	享保7	1722	4	20		享保義民庄屋利左衛門	研究書	
43	早々讀書	安養寺	二口村右衛門	享保14	1729	3	17		二口文書	史料	
44	早々讀書	本居宣長	鈴木真実	天明9	1789	9	22		『橋松有伝』補訂	論文	郷土文化74-1
45	早々讀書	伊賀右文	中島秋孝	文化元以降ヵ	1804～			○	舊門俳諧資料	史料	
46	早々讀書	鶴白	小林一茶	文化6	1809	5	29		原春雷氏蔵	史料	伝達第三次15-4
47	早々讀書	柴田葉伸	伴州五郎	文政12	1829	3	4		豊伸翁をめぐる書翰集	研究書	
48	早々讀書	安積清奇	安積清右衛門	文政12	1829	6	22		文政十二年徳山分家倫 騒動記録2	史料	
49	早々讀書	醒悟園	長谷信従	文政3	1820	9	21		本妙日蓮律師全集	研究書	2通あり
50	早々讀書	本居春庭	竹村茂雄	〔享和元～文政11〕	〔1801～1828〕				大東急記念文庫	史料	
51	早々讀書	石井久治郎	永富平八郎	天保11	1840	2	23		永富家文書	史料	今田哲夫『続永富家の人びと』
52	早々讀書	藤沢彦四郎	永富平八郎	天保11	1840	7	11		永富家文書	史料	今田哲夫『続永富家の人びと』
53	早々讀書	本居内造	内池永年	弘化元	1844	12	9		内池頼夫家文書	史料	福島市史料草書58

※網掛けは東国の事例

とみなすことは可能であろう。

ここで地域的特徴を小括すると、①主に一六世紀ごろから発生し、全国的に事例が検出できるが、②現状確認できる範囲では特に天正期東国（伊達・上杉両氏）の事例が顕著であることが指摘できる。一方、その他知られている書札礼には、管見の限りでは「早々謹言」を見出すことはできなかった。²⁵これは、書札礼で現状唯一「早々謹言」規定を設けた『書札次第』の独自性と評価できると共に、以上述べ来った諸史料にみえる「早々謹言」が『書札次第』から広がった可能性を示唆するものであるが、なお検討を要しよう。

翻って身分的特徴に注目すると、一七世紀までの事例ではほぼすべてが目上から目下に向けて差し出された文書において用いられている。²⁶また、大名およびその右筆が出す文書において使用される傾向も指摘できよう。以上の点から、「早々謹言」はある程度簡略な形の書札礼と考えられる。

ここで今一度『書札次第』にみられる「早々謹言」の規定を確認すると、古河公方が御内書を発給するにあたり、受給者が里見氏以上の家格を有する足利一門の庶子の場合に適用されており、岩松氏以下、および足利一門でない扇谷上杉氏以降には「早々謹言」が用いられていない。すなわち『書札次第』における「早々謹言」とは、一門のうち、特に有力な家の庶子に向けて差し出す文書特有の形式といえ、この『書

札次第』においても、前述した身分的特徴が表現されているといえるのではないだろうか。

以上の諸点から、一七世紀までの「早々謹言」は、年代的には天文期に数例確認でき、のち天正期に激増する。この中で『書札次第』の事例はほぼ最古に属する。また、地域的には全国的に検出されるものの、東国（特に東北地方）に顕著であり、古河公方の影響が推定される。更に身分的特徴としては、目上から目下への上意下達文書にみられ、あまり厚札でない書札礼と考えられる。

（二）一八～一九世紀前半

【表】における一八～一九世紀前半の事例を概観すると、大名などの武家当主が使用する事例が徐々に見えなくなつてゆくことに気づく。代わりに、その主体が相当多岐にわたる様相を呈し始める。

それぞれ主要な発給者（差出人）を挙げると、風早実種などの貴族、三宅尚斎・本居宣長・春庭・内遠といった学者、黒岩鷲白・伊賀右門ら俳人、柴田善伸（三河吉田藩士）・吉田忠左衛門（赤穂浪士）・石井準人・栗田勝兵衛（いずれも越前国）・石井久治郎・藤沢彦四郎（いずれも備前国）など藩士やその他の武士、安養寺（蔵王・曹洞宗）、醒悟園（身延山道場・日蓮宗）など寺院、安積清右衛門（美濃国野口村

大庄屋）・高橋利左衛門（越後国刈羽郡大沢村庄屋）・安部三右衛門（同船町問屋）といった地方役人等がみられる。その他に節用集『江戸大節用海内蔵』にも記載がある。

彼らに共通する地域的、あるいは身分的特徴を見出すことは困難で、一八世紀以降のある特定の時期に、特定の地域・身分で使用が急増するなどの現象もみられない。

ただしその一方、前述の武家当主や、幕府の発給文書などにおいては使用例がほとんど確認できず、各目の私信類において確認できるようになる点は指摘できよう。【表】からは外れるが、一九世紀後半以降になると、大久保利通・伊藤博文・高杉晋作の各書状など、更に多くの使用例がみられるようになるから、とりわけ一九世紀に入ると地域的特徴や身分的特徴を持たない、一般化された書正文言として用いられるようになるといえよう。

おわりに

本稿では、従来ほとんど顧みられることのなかった書正文言「早々謹言」について検討してきた。「早々謹言」は、管見の限り初出の事例といえる『書札次第』において「恐々謹言」と「謹言」の中間に位置する書正文言として規定され、特に足利氏有力一門の庶子に宛てて発給される文書に用いられる書正文言であった。『書札次第』において初めて「早々

謹言」が創られたとすれば、吉良氏など足利一門内部の宗家と庶家との差別化をさらに推し進める狙いがあったと考えられる。

この「早々謹言」は、地域的特徴としては、一定程度全国的広がりを持ちつつ、特に東北地方を中心とした東国に顕著であり、身分的特徴としては、公方や大名から目下の家臣たちへ発給される傾向にあった。

また、この『書札次第』が成立したとみられる明応年間以前には「早々謹言」がほぼ確認できないことから、中世解体過程において登場した書正文言とも捉えられる。これは、足利氏の権威が比較的衰退傾向に差し掛かる中で登場した書正文言であることを意味する。すなわち『鎌倉年中行事』が享徳の乱によつて生じた「危機の産物」であり、鎌倉再興のための反動的表現という性格と呼応するものといえるのではない。その後、関東足利氏の権威が解体される過程で、上杉氏・伊達氏へと継承されてゆくように筆者には思われる。

近世期には、使用主体が益々多様化し、もはや武家書札礼のみの規定ですらなくなり、広く私信一般に用いられるようになってゆく。これは、想像を逞しくすれば、中世において公家・武家が独占していた「書」の世界における「礼」の秩序が、文字を操ることのできるあらゆる諸階層へと拡散してゆく過程に対応しているともいえるだろう。

最後に今後の課題を提示する。本稿では、上杉氏・伊達氏関係の文書に多く「早々謹言」が用いられることを指摘したが、受給者側の分析にはあまり深く立ち入ることができなかった。単に「家臣」として一括するのではなく、個別事例に即した詳細な検討が求められる。また、【表】を見る限り「早々謹言」「草々謹言」「勿々謹言」の三表記中では「早々謹言」が最も多く、一般に「草々」が用いられるのに反して「早々」という表記が本来的であったようにも看取される。³⁰こうした表記の問題も含め、更なる検討を続けたい。

註

- 1 谷口雄太・安田健人・堀内誠司「『書札次第』の翻刻と紹介」『史友』五七、二〇二五年。
- 2 この「早々謹言」は一九世紀後半になると激増し、全国各地の様々な書状等においてみられるようになる。本稿では、「早々謹言」が頻出し始める時期より前の事例に絞って検討することで、「早々謹言」の黎明期における位置づけや地域的・身分的特徴を明らかにしてみたい。
- 3 前掲註1、谷口雄太「概要」、一八七頁。
- 4 前掲註1、安田健人「『書札次第』にみえる武家と寺社」、一九二一九三頁。
- 5 国立公文書館蔵『文章之次第』一五三—一〇四六一。
- 6 谷口雄太「戦国期斯波氏の基礎的考察」『中世足利氏の血統と権威』吉川弘文館、二〇一九年、一五六・一五七・一六五頁。
- 7 図1〜4は国立公文書館デジタルアーカイブから転載。
- 8 当該期武家書札礼全体の研究史については、小久保嘉紀『室町・戦国期儀礼秩序の研究』臨川書店、二〇二二年、序論一章一節に詳しい。
- 9 当該期東国書札礼の研究としては、佐藤博信「里見家永正元亀中書札留抜書」(『千葉大学人文研究』一七、一九八八年、同「足利政氏とその時代」(『古河公方足利氏の研究』校倉書房、一九八九年)、市村高男「中世領主間の身分と遺構・遺物の格」

- 〔帝京大学山梨文化財研究所研究報告〕八、一九九七年）、和氣俊行『足利政氏書札礼』の歴史的性格をめぐって（佐藤博信・荒川善夫・松本一夫編『中世下野の権力と社会』岩田書院、二〇〇九年）などがある。また、本稿で取り上げた先行研究の多くは、谷口雄太氏・吉田勝弥氏のご教示による。
- 10 柴辻俊六『戦国大名文書』『日本古文書学講座』四、雄山閣、一九八〇年。
- 11 阿部能久『戦国期関東公方の研究』思文閣出版、二〇〇六年。
- 12 田中宏志『関東公方発給文書の書札礼についての再検討』佐藤博信編『中世東国の社会と文化』岩田書院、二〇一六年所収。谷口雄太氏のご教示による。
- 13 伊藤喜良『国人の連合と角逐の時代』小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八年所収。谷口雄太氏のご教示による。
- 14 市村高男『越相同盟と書札礼』『中央学院大学教養論叢』四一、一九九一年。安田健人氏のご教示による。
- 15 片桐昭彦『戦国期武家領主の書札礼と権力』『信濃』第三次、六六―一二、二〇一四年。
- 16 小林清治『伊達政宗の研究』吉川弘文館、二〇〇八年（初出一九九五年）。
- 17 高橋充『戦国期輩名氏の書札礼』羽下徳彦編『中世の社会と史料』吉川弘文館、二〇〇五年所収。
- 18 ほかに「草々謹言」「勿々謹言」という表記もある。
- 19 人名は一般的な表記に統一した。
- 20 藪塚喜声造『新田一門史統』私家版、一九八〇年、五二四頁に史料画像が掲載されている。
- 21 群馬県教育会編『新田義貞公根本史料』同、一九四二年、五〇四頁。谷口雄太氏のご教示による。
- 22 佐藤進一『増補 花押を読む』平凡社、二〇〇〇年、五三頁。谷口雄太氏のご教示による。
- 23 仮に本物であっても、極めて例外的な事例であろう。
- 24 出典が『歴代古案』『上杉年譜』の史料（No.6・16・17）が本当に記載の年次のものかについてはなお検討を要するが、後考を期す。『歴代古案』『上杉年譜』の史料の性格を論じたものとしては、阿部洋輔『写伝史料の効用と限界』（『三田中世史研究』七、二〇〇〇年）のほか、羽下徳彦『長尾正影の死と下平文書の行方』（羽下編前掲書所収）、同『沼田城将宛文書の行方』（同編『中世の地域と宗教』吉川弘文館、二〇〇五年所収）などがある。『歴代古案』については安田健人氏のご教示、文献については谷口雄太氏・伊藤拓也氏のご教示による。
- 25 足利政氏書札礼（和氣前掲論文）、『殿中以下年中行事』（塙保己一編『群書類従』二二、八木書店、二〇一三年）、『佐竹之書札次第』『佐竹書札私』（佐々木倫朗編『常陸佐竹氏』戎光祥出版、二〇二二年）、織田信長（尾下成敏『織田信長書札礼の研究』『ヒ

ストリア』一八五、二〇〇三年）・豊臣秀吉（小林清治『秀吉権力の形成』東京大学出版会、一九九四年）書札礼、喜連川氏書札（さくら市史編さん委員会編『喜連川町史』五上下、さくら市、二〇〇七年）等。

26 例外は№23だが、これは合戦矢文という極めて緊急性を要する史料であることに理由を求められる可能性がある。

27 また、嘉永六年に阿部正弘ほか四名から徳川斉昭に宛てられた開国意見質問状にも「草々謹言」が用いられており（『水戸藩史料』上編乾、吉川弘文館、一九七〇年、一五三・二六五頁）、私信類に用いられるという特徴も徐々に崩れてゆくようである。

28 このことから「里見へハ庶子同前謹言、又今ハ恐々謹言」という一文が、里見氏の家格上昇を意味していることがわかる。

29 佐藤博信『中世東国足利・北条氏の研究』一章『殿中以下年中行事』に関する一考察「岩田書院、二〇〇六年（初出一九七二年）、一九一二四頁。谷口雄太氏のご教示による。

30 『日本国語大辞典』第二版において「草々」が「走りがきしたことをわびる気持」とあるのに対し、「早々」には「急いでことをするさま」とある。しかし「早々謹言」になると「走り書きながら謹んで申し上げるの意」だとする。語句の選択や変遷を含め、問題を孕むことは間違いない。